

20030301A

訂正版

平成15年度厚生労働科学研究費補助金

(化学物質リスク研究事業)

「家庭用品における製品表示と理解度との関連  
及び誤使用・被害事故との関連  
の検証に関する研究」

研究報告書

厚生労働科学研究費補助金  
化学物質リスク研究事業

家庭用品における製品表示と理解度との関連及び  
誤使用・被害事故との関連の検証に関する研究

平成 15 年度 総括・分担研究報告書  
主任研究者 吉岡 敏治

平成 16 年（2004 年）3 月

## 目 次

### I. 総括研究報告

家庭用品における製品表示と理解度との関連及び誤使用・被害事故との関連の  
検証に関する研究 ..... I - 1  
吉岡 敏治

### II. 分担研究報告

1. 消費者の製品表示理解度に関するアンケート調査 ..... II - 1  
飯塚 富士子

2. 製品表示作成者の危険認識度に関するアンケート調査 ..... III - 1  
黒木 由美子

3. 家庭用化学製品による誤使用・被害事故の実態調査 ..... IV - 1  
波多野 弥生

4. 誤使用・被害事故発生商品の製品表示、記載内容の分析調査 ..... V - 1  
真殿 かおり

5. 洗剤・洗浄剤に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査 ..... VI - 1  
荒木 浩之

7. 家庭用殺虫剤・防虫剤・園芸用品に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査  
島田 祐子 ..... VII - 1

8. 乾燥剤類・化粧品・家庭用雑貨等の誤使用・被害事故に関する詳細調査  
遠藤 容子 ..... VIII - 1

9. 漂白剤類の被害事故による急性中毒例における発生状況、臨床症状、重症度の検討  
前野 良人 ..... IX - 1

10. 家庭用ゴム・プラスチック・繊維製品に起因するアレルギー性接触皮膚炎等の  
慢性的な健康被害に関する原因究明及び発生防止のための情報提供手段としての  
製品表示の評価に関する研究  
鹿庭 正昭 ..... X - 1

11. 抗菌加工製品による健康障害の原因究明と防止のための製品表示法の評価に関する研究  
中島 晴信 ..... XI - 1

III. 研究成果の刊行に関する一覧表 ..... XII - 1

# 厚生労働科学研究費補助金（化学物質リスク研究事業）

## 総括研究報告書

### 家庭用品における製品表示と理解度との関連及び誤使用・被害事故との関連の検証に関する研究

主任研究者 吉岡敏治 (財)日本中毒情報センター常務理事

大阪府立急性期・総合医療センター医務局長

**研究要旨：**本研究の目的は、家庭用化学製品に含まれる化学物質に起因する中毒や、家庭用ゴム・プラスチック、繊維製品、抗菌製品等に起因する慢性的な健康被害について、発生状況や原因製品－原因化学物質の関連性等を明らかにし、製品表示内容から消費者がこれらの健康被害を予測できるかという観点から、現在の表示内容を分析することである。最終目的は、得られた結果から家庭用品の表示内容を評価するシステムを構築することと、単なる表示内容のガイドラインではなく、製品表示の作成手順を含むシステムを開発することである。

以上の研究目的に沿って、今年度は以下の10課題の調査・研究を行った。

1. 消費者の製品表示理解度に関するアンケート調査
2. 製品表示作成者の危険認識度に関するアンケート調査
3. 家庭用化学製品による誤使用・被害事故の実態調査
4. 誤使用・被害事故発生商品の製品表示、記載内容の分析調査
5. 洗剤・洗浄剤に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査
6. 家庭用殺虫剤・防虫剤・園芸用品に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査
7. 乾燥剤類・化粧品・家庭用雑貨等の誤使用・被害事故に関する詳細調査
8. 家庭用品の誤使用・被害事故の発生状況、原因物質と臨床症状、重症度の検討
9. 家庭用ゴム・プラスチック・繊維製品に起因するアレルギー性接触皮膚炎等の慢性的な健康障害に関する原因究明及び発生防止のための情報提供手段としての製品表示の評価に関する研究
10. 抗菌製品による健康障害の原因究明と防止のための製品表示法の評価に関する研究

その結果、以下のことが判明した。家庭用化学製品による事故は、用途だけでなく、「成分」「剤形」「容器」「使用方法」「使用場所」等の種々の要因が複合的に作用した結果発生している。健康被害事故防止の観点からみて、現状の製品表示は表示項目自体が不足しているものが多く、表示内容、表示方法にも統一性がない。また、MSDS等に記載されている有害性情報が製品表示に十分に活用されていない。消費者は製品表示が健康被害事故防止に役立つと考えているが、表示内容が不足していること、表現方法や表示場所が不適切であることが原因となって、現在の製品表示からは十分な情報を得られていない。製品表示作成者の危険認識度や社会的責任意識は低かったが、製品表示の作成に利用可能な個別製品の事故発生状況を把握できる資料もないことから、日本中毒情報センターが事故の発生状況を報告することで危険認識度を高められる可能性がある。

これまでに調査過程で得られた製品表示の実態を把握し、分析するために「製品表示データベース」を作成した。さらに日本中毒情報センターから事故発生状況の報告が迅速に行えるように、業者名から当該製品による事故事例を検索できる「事例検索データベース」を構築した。

今後の課題は、判明した事故発生要因と製品の表示項目・表示内容の分析結果を照合し、当該製品に必要な表示項目を明らかにし、具体的な表示文と効果的な表現方法、表示場所を提案し、製品表示の作成手順を含むシステムを開発することと、表示内容を評価するシステムを構築することである。

## 分担研究者

吉岡 敏治 大阪府立急性期・総合医療センター  
医務局長  
飯塚富士子（財）日本中毒情報センター係長  
黒木由美子（財）日本中毒情報センター施設長  
波多野弥生（財）日本中毒情報センター課長  
真殿かおり（財）日本中毒情報センター課長  
荒木 浩之（財）日本中毒情報センター主任  
島田 祐子（財）日本中毒情報センター係長  
遠藤 容子（財）日本中毒情報センター施設次長  
前野 良人 大阪府立急性期・総合医療センター  
救急診療科  
鹿庭正昭 国立医薬品食品衛生研究所療品部  
室長  
中島晴信 大阪府立公衆衛生研究所  
主任研究員

## 記載内容の分析調査

5. 洗剤・洗浄剤に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査
6. 家庭用殺虫剤・防虫剤・園芸用品に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査
7. 乾燥剤類・化粧品・家庭用雑貨等の誤使用・被害事故に関する詳細調査
8. 家庭用品の誤使用・被害事故の発生状況、原因物質と臨床症状、重症度の検討
9. 家庭用ゴム・プラスチック・繊維製品に起因するアレルギー性接触皮膚炎等の慢性的な健康障害に関する原因究明及び発生防止のための情報提供手段としての製品表示の評価に関する研究
10. 抗菌製品による健康障害の原因究明と防止のための製品表示法の評価に関する研究

## A. 研究目的

本研究の目的は、家庭用化学製品に含まれる化学物質に起因する中毒や、家庭用ゴム・プラスチック・繊維製品、抗菌製品等に起因する慢性的な健康被害について、発生状況や原因製品－原因化学物質の関連性等を明らかにし、製品表示内容から消費者がこれらの健康被害を予測できるかという観点から、現在の表示内容を分析することである。

最終目的は、得られた結果から家庭用品の表示内容を評価するシステムを構築することと、単なる表示内容のガイドラインではなく、製品表示の作成手順を含むシステムを開発することである。

以上の研究目的に沿って、今年度は以下の10課題の調査・研究を行う。

1. 消費者の製品表示理解度に関するアンケート調査
2. 製品表示作成者の危険認識度に関するアンケート調査
3. 家庭用化学製品による誤使用・被害事故の実態調査
4. 誤使用・被害事故発生商品の製品表示、

## B. 研究方法

1. 消費者の製品表示理解度に関するアンケート調査：本年度は、実際に発生した事例（発生状況）と製品表示（表示内容）を示して、事故の発生が予測できるかについて問うアンケート調査を、前年度より調査対象製品を絞り、調査対象者の地域・年齢層を広げて実施する。調査対象製品は、前年度の4種（スプレー型殺虫剤、カビ取り剤、ポット洗浄剤、鮮度保持剤）のうち、日本中毒情報センターの照会受信時に有症率の高いスプレー型殺虫剤と誤使用による事故が多いポット洗浄剤とし、調査用紙を郵送により配布、回収を行う方法とする。

2. 製品表示作成者の危険認識度に関するアンケート調査：洗剤・洗浄剤等を製造・販売しており、洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会に所属している67社を対象に、取り扱い製品と製品表示作成担当者の危険認識度、製品表示作成方法と表示の実態等をアンケート調査する。

3. 家庭用化学製品による誤使用・被害事故の実態調査：2001年、2002年に日本中毒情報センターで受信した家庭用化学製品に関する問い合わせ52,803件について、問い合わせ受信時に電

話で聴取した内容をもとに、事故発生因子として製品の「成分」「剤型」「容器」「使用方法」「使用場所」を分類し、事故発生状況との関連について検討を行う。

4. 誤使用・被害事故発生商品の製品表示、記載内容の分析調査：試売などにより昨年度に引き続き収集した各種家庭用化学製品のうち220製品について、表示内容を基本項目、注意項目、誤使用・被害事故が発生した場合の対処法、その他に分類し、登録する。分類した表示内容のうち誤使用・被害事故に関わると考えられる基本項目、注意項目、対処法については、その内容を表す適切なキーワードを付与した上で、データベース化する。さらに、登録した製品の中から、換気不良による事故が発生している製品群（エゾール剤等）113製品を対象に、データベースに登録した製品表示情報、キーワードをもとに注意事項、事故が起こった場合の対処法について製品表示の実態を検討する。

5. 洗剤・洗浄剤に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査：日本中毒情報センターが2003年に把握したカビ取り用洗浄剤4商品・ポット用洗浄剤3商品に起因する被害事故を起こした使用者（カビ取り用洗浄剤：39名、ポット用洗浄剤：19名）を対象に、電話によるアンケート調査を実施して、消費者の製品表示に対する理解度や事故の発生状況を把握する。また、用途の異なる製品群の商品を試買等により入手し、製品表示の表示項目およびその表示内容と表示方法を商品間で比較検証し、現状の製品表示の問題点を明らかにする。調査対象製品は、カビ取り用洗浄剤（3商品）、台所用合成洗剤（20商品）、メガネクリーナー（6商品）、ジュエリーカリーナ（12商品）の4製品群とする。

6. 家庭用殺虫剤・防虫剤・園芸用品に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査：防虫剤（パラジクロルベンゼン、ナフタリン、しょう腦）の経口摂取事故について2003年に日本中毒情報センターに照会をした一般市民278名を対象とする電話アンケート調査と試買により入

手した15商品の表示内容を自主基準と照合して分析することにより、製品表示をみて成分の確認や適切な応急処置等の対応が行い得るか検討し、表示に必要な内容を明らかにする。

7. 乾燥剤類・化粧品・家庭用雑貨等の誤使用・被害事故に関する詳細調査：義歎洗浄剤の事故について、日本中毒情報センターに2003年に照会をした医療機関を除く連絡者49名を対象に、電話による聞き取り調査を行い、現状の製品表示の問題点、表示に必要な内容と表示方法を検討する。また、芳香剤類について2003年の日本中毒情報センターの受信記録から、該当事例1,422件を対象に、事故の発生状況と剤形や製品表示内容との関係を検討する。

8. 家庭用品の誤使用・被害事故の発生状況、原因物質と臨床症状、重症度の検討：2003年の日本中毒情報センターの家庭用品に関する医療機関からの照会のうち、漂白剤類が原因となった急性中毒症例に対して、事後に医療機関から急性中毒症例調査用紙を回収できた105例の症例検討を行い、被害の発生状況を詳細に検討し、把握する。

9. 家庭用ゴム・プラスチック・繊維製品に起因するアレルギー性接触皮膚炎等の慢性的な健康被害に関する原因究明及び発生防止のための情報提供手段としての製品表示の評価に関する研究：今年度は家庭用繊維製品を調査対象として、慢性的な健康被害のうち、アレルギー性接触皮膚炎(ACD)について調査する。消費者へのアンケート調査、メーカーへの問い合わせ、文献検索、分析調査等により、製品表示に対する消費者の理解度、製品表示・MSDS記載内容の実態、健康被害の発生実態、原因究明の現状、原因製品－原因化学物質の関連性について調査・検討する。

10. 抗菌加工製品による健康障害の原因究明と防止のための製品表示法の評価に関する研究：抗菌製品の製造・販売に係わっている316社を対象に社名を公表予定として、MSDS作成・授受・活用の現状に関するアンケート調査をす

ると共に、MSDSの提供を依頼する。さらに上記の企業が開設しているホームページ内に安全性情報がどの程度掲載されているかを調査する。

### C. 結果および考察

1. 消費者の製品表示理解度に関するアンケート調査：回収率は約20%であった。現在の製品表示で誤使用による健康被害事故防止は難しいと考える人（スプレー型殺虫剤59%，ポット洗浄剤44%、以下同様）は、防止できると考える人（33%，41%）を上回った。健康被害事故防止に役立つと考える項目は「使用法」が83%,81%、「使用上の注意」が86%，74%であったが、これらの項目に記載内容（言葉の使い方、説明、具体的な記載）、記載方法（文字、絵・図の使い方、記載場所）が不適切、不十分であるという指摘が多かった。また、健康被害事故が発生した時の対応機関としてJPICの電話番号の表示や健康被害事故の症状・事例の記載を望む人が9割を占めた。製品表示の改善点は、記載内容では健康被害事故発生時の対応部署・機関に関する記載をする（73%，59%）、記載方法では絵・図などを使用する（64%，49%）、メーカーが危険性についても言及する（68%，55%）などがあげられた。今回の結果から、消費者は製品表示の「使用法」や「使用上の注意」が健康被害事故防止に役立つと考えているが、現在の製品表示ではまだ十分な情報を得ていないことが判明した。改善策として、健康被害事故の症状、対応部署・機関など健康被害事故防止の具体的な情報を記載すること、文字、絵・図などを効果的に使用し見やすい表示することが有効と考えられた。

2. 製品表示作成者の危険認識度に関するアンケート調査：アンケート回収率は48%で、32社から回答を得た。製品表示作成担当者は、一般的な健康被害事例は良く認識している(97%)が、自社製品で健康被害事故が発生する可能性の認識は31%と危険認識度が低かった。さらに、自社製品で健康被害事故が発生した場合に予想

される重症度（無症状、外来受診、入院、死亡）の認識は、「死亡する場合もある」が25%、「入院まで可能性がある」は13%のみであり、前年度行った殺虫剤・防虫剤に関する調査同様、業者担当者の重症度認識は低いことが明らかになった。次に、健康被害事故の業者責任に関しては、業者に責任があると考えたのは「小児・痴呆がある高齢者の誤飲」および「成人の不慮の誤使用」では9%、「成人の意図的な誤使用」では6%であり、企業の社会的責任意識の低さが明らかになった。なお、製品表示や製品の改善により健康被害事故が防止できると考えたのは56%であり、事故を防止していくためには、消費者の教育・啓発も重要であると考えられた。製品表示を作成する上で利用している基礎資料は、MSDSが94%で最も多く、次に他機関で行った毒性試験結果69%、類似製品の毒性試験結果56%、書籍「14102の化学商品」50%であった。しかし、個別製品の事故発生状況を把握できる資料はなかった。製品表示作成に際し、日本中毒情報センターのアドバイスを希望する業者が66%、日本中毒情報センターからの事故状況報告が製品表示に有効であると考えた業者が91%を占め、前年度の調査同様、日本中毒情報センターが関与する製品表示作成システムの必要性が明らかになった。本年度はさらに、日本中毒情報センターから事故発生状況の報告が迅速に行えるように、業者名から該当業者製品による健康被害事故例が検索可能なデータベースを新たに構築した。

3. 家庭用化学製品による誤使用・被害事故の実態調査：誤使用による事故3,990件の検討より、「成分」では殺虫成分、塩素系薬剤、有機溶剤等が、「剤型」では液体や粉末が、「容器」ではエアゾールおよびポンプ式スプレー等のスプレー容器が、「使用方法」では希釀や溶解、散布、噴霧、浸漬、放置が、「使用場所」では浴室が、それぞれ誤使用による事故につながりやすい事故発生因子であることが示唆された。また、食品や経口薬に添付使用する製品で薬剤

そのものの存在を認識せずに事故になることが明らかとなり、薬剤を何か別の薬剤と誤った例（誤認）に関しては、「剤型」や「容器」はもちろん、「使用場所」も事故と関連することが判明した。一方、乳幼児や高齢者等、認識や判断が困難な状況で発生した事故44,530件では、特に顕著な事故発生因子として「設置使用する製品」、「小児あるいは高齢者の近辺で使用する製品」、「計量スプーンが添付されている製品」が挙げられた。

今回の検討より、家庭用化学製品による事故は、用途だけでなく、製品の「成分」「剤型」「容器」「使用方法」「使用場所」等のさまざまな事故発生因子が複合的に作用した結果、発生していることが明らかとなった。従来、わが国における製品表示は、基本的に製品群（用途）ごとに製品表示を統一するという考え方であったが、事故防止の観点からは、用途のみならず、製品の事故発生因子それぞれに対して、必要な表示項目を設定することが必要であると考えられた。その具体例として、特に問題となる事故発生因子について、予想される事故発生状況とその対策上必要な表示項目をまとめリストを作成した。この方法によれば、多様な製品に対して網羅性高く対応することができ、新規製品に関しても対応可能である。

4. 誤使用・被害事故発生商品の製品表示、記載内容の分析調査：製品の基本的な情報に関する画面、成分・組成と対処法に関する画面、注意事項に関する3画面からなる「製品表示データベース」を作成した。

換気不良による事故が発生している製品群について、「換気」に関する注意事項の記載は有機溶剤を含有する塗料類では今回対象とした全製品に表示されていたが、エアゾール剤等であっても洗浄剤・殺虫剤類では50%前後にしか表示されていなかった。吸入した場合の対処法についても約30%の製品にしか表示されておらず、法律・自主基準で具体的に規定されていない項目では表示にかなりバラツキがみられた。

今後は、製品表示データベースに登録している表示方法（表示順・強調方法等）も利用し、使用者の健康被害に関する認識度を指標とした製品表示を評価できるシステムにする必要がある。

5. 洗剤・洗浄剤に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査：カビ取り用洗浄剤の調査では、製品表示の認知度は、表面に書かれた表示に関しては高く、裏面に記載されている内容については低いことがわかった。また、保護具の着用や使用量の目安、使用時間などが記載されているにもかかわらず、遵守して使用している人はいずれも5割以下であった。ポット用洗浄剤による被害事故の8割が、洗浄中であることを周知していないために起こったものであり、周知徹底を行うことにより、事故の発生を抑制しうることが示唆された。製品表示の表示内容や表示方法に関する検討では、カビ取り用洗浄剤および台所用合成洗剤は、家庭用品品質表示法に則った表記をしているため、表示項目はほぼ同じであったが、表示内容や表示方法には違いが認められた。一方、メガネクリーナー、ジュエリークリーナーの製品表示は問題が多く、日本語の表示すらない商品もあった。

以上より、現在市販されている製品では、表示項目や表示方法が統一されておらず、製品表示が事故防止に十分生かされていないことが明らかとなった。すなわち、必要な項目をより効果的に表示することで、誤使用・誤認事故を防ぐ余地が残されている。

6. 家庭用殺虫剤・防虫剤・園芸用品に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査：113名から回答を得た（回答率41%）。成分名不明の事故事例は6件(5%)あり、試買商品4商品で、自主基準の規定に反して、使用時形態である最小包装単位に成分名、事業者名、商品名の全てがなかった。応急処置施行の82件のうち、日本中毒情報センターが推奨しない牛乳の摂取が10件に、しょう腦（カンフル）での催吐が1件に施行されており、8割以上がこれらの処置が推奨さ

れていないことを知らなかった。応急処置の表示は自主基準で規定されておらず、試買商品の製品表示にもなかった。パッケージ保管の表示は自主基準に規定があるが、試買8製品に記載がなく、パッケージのない製品を除く106件中25件(24%)がパッケージを保管していなかった。製品表示への要望の3割以上が日本中毒情報センターの情報提供電話番号の表示であった。以上の結果から現状の製品表示に付加すべき内容として、1)最小包装単位への成分名の表示、2)パッケージへの牛乳や油脂類を避ける旨の表示、しょう腦(カンフル)については催吐禁忌の趣旨の表示、3)パッケージ保管を喚起する表示、4)最小包装単位に食べられません等の注意喚起表示と考えられた。

次年度は新規にペイト剤(殺虫剤に各種の誘引物質等を添加)を調査するとともに前年度調査を始めたくん煙剤・全量噴射型エアゾール、エアゾール剤を引き続き調査する。

7. 乾燥剤類・化粧品・家庭用雑貨等の誤使用・被害事故に関する詳細調査：義歯洗浄剤の調査では34名(69%)から回答を得た。事故発生原因是、痴呆等の既往に起因する認識・判断困難を除外すると、製剤や洗浄液の誤認によるものであり、誤認を招く原因是、製剤の類似性、不適切な保管方法、不適切な使用方法であることが判明した。回答者が事故防止のために有効と考える表示は、1)口にいれてはいけないことを高齢者が認識できる表示、2)事故の発生状況の表示、3)事故の予防策の表示であることが判明し、以上について表示内容と表示場所を考案した。現状の製品表示については、使用者の7割が使用前に読む必要性を感じていないことと、小さな字で表示されていることや、どこに何が表示されているか分かりにくいために、表示があるにも関わらず認知できなかった事例があることが判明した。

芳香剤類に起因する中毒事故については、ポータブルトイレ用消臭剤は高齢者で特異的に事故が発生しており、これを除けば、乳幼児と高

齢者の事故の9割がゲル製剤をはじめとする常時設置使用する商品によるものであった。また、誤使用の7割が誤認事故でゲルや液体、個包装の粉末製剤で発生しており、2割がエアゾールスプレーの噴射方向誤りによる吸入事故や眼に入る事故であった。芳香剤類の製品表示には、誤認事故を注意喚起する表示はなされていたが、その表示物は廃棄される可能性が高い外装が主で、表示場所は認知しにくいと考えられる裏面や底面であることから、表示物や表示場所については問題があり、改善の余地があると考えられる。

義歯洗浄剤については必要な表示内容とその表示場所および表示体裁が判明したと考えられる。今後はモニター調査等により、最適な表示文とより具体的な表示方法を明らかにする必要がある。

8. 家庭用品の誤使用・被害事故の発生状況、原因物質と臨床症状、重症度の検討：漂白剤の被害事故は全体の4割が幼児と高齢者であり、社会的弱者が被害者になる可能性が高い。自宅内の発生事例が9割近くを占め、全体の9割が不慮の事故、1割が自殺目的で意図的に摂取されていた。対象の9割が漂白剤を経口摂取しているが、摂取量は比較的少ない場合が多くかった。死亡例を2例認めたが、両者とも認知能力が乏しい被害者による大量誤飲事例であった。

漂白剤希釈液を摂取した場合は、摂取量に関わらず臨床的には問題とならない。漂白剤原液は少量摂取なら問題ないが、一定量以上摂取した場合には飛躍的に重症度が増加する。従って被害事故の予防策として、漂白剤原液の大量摂取ができないような方法を考案する必要がある。

9. 家庭用ゴム・プラスチック・繊維製品に起因するアレルギー性接触皮膚炎等の慢性的な健康障害に関する原因究明及び発生防止のための情報提供手段としての製品表示の評価に関する研究：文献検索、分析調査を実施した結果、家庭用化学製品による健康被害として、繊維による刺激性皮膚炎、繊維加工剤によるACDが主に発生し、ACDについてはナフトール染料、分

散染料、防ダニ加工剤等が主な原因物質となっていることが明らかになった。

繊維加工剤のMSDSには有害性情報として皮膚感作等の毒性試験データが記載されていたが、家庭用繊維製品には一般的な注意事項が記載されているのみで、ACDの原因究明の成果、MSDSの記載内容が製品表示に具体的に生かされていなかった。

今後、家庭用繊維製品では特にアレルギー患者のために、健康被害の原因究明、MSDSの充実、製品表示への記載を系統的に実施し、製品情報の伝達機能を質量ともに高めるとともに、行政機関・メーカー等のホームページ等を通じて、幅広く製品情報を公開し、消費者の理解度を高めていくことが重要である。

10. 抗菌製品による健康障害の原因究明と防止のための製品表示法の評価に関する研究：アンケートの回答率は56.3%(178/316)、MSDS提供率は39.6%(125/316)であった。MSDSの取り扱いに関しては、化成品メーカー、中間素材メーカーは行っているとの回答が多かったが、最終製品メーカーや流通関連会社になると、行っていない会社の割合が高くなかった。MSDSの内容に関しては、化学物質情報と有害性情報は記載しているとの回答が多かったが、安全性に最も関係する健康被害情報やリスク評価の結果は記載していないとの回答が多く、化成品メーカーでも半数以上が記載していないとの回答であった。提供されたMSDSを検証した結果、毒性情報の記載不足が目立ち、過去の健康被害情報も殆ど記載されておらず、市販製品に表示される消費者への情報不足は否めない。

消費者に製品の安全性情報を公開するための有用な手段としてインターネットがある。アンケート調査を依頼した316社中ホームページにMSDSを掲載していた会社は9社のみで、ホームページでの安全性情報の公開は殆どなされていなかった。今後は、インターネットでの安全性情報公開を進める方向付けが効果的な安全対策だと考える。

#### D. 結論

家庭用化学製品に含まれる化学物質に起因する中毒や、繊維製品、抗菌製品等に起因する慢性的な健康被害について、発生状況や原因製品－原因化学物質の関連性等を明らかにし、製品表示内容から消費者がこれらの健康被害を予測できるかという観点から、種々の調査・研究を行った。その結果、以下のことが判明した。家庭用化学製品による事故は、用途だけでなく、「成分」「剤形」「容器」「使用方法」「使用場所」等の種々の要因が複合的に作用した結果発生している。健康被害事故防止の観点からみた現状の製品表示は、表示項目自体が不足しているものが多く、表示内容、表示方法にも統一性がない。また、MSDS等に掲載されている有害性情報が表示に十分に活用されていない。消費者は製品表示が健康被害事故防止に役立つと考えているが、製品表示の表示内容が不足していること、表現方法や表示場所が不適切であることが原因となって、現在の製品表示からは十分な情報を得ていない。製品表示作成者の危険認識度や社会的責任意識は低く、製品表示の作成に利用可能な個別製品の事故発生状況を把握できる資料はないことから、日本中毒情報センターが事故の発生状況を報告することで危険認識度を高められる可能性がある。

また、製品の表示内容を評価するシステムの作成を念頭に、表示内容を蓄積する「製品表示データベース」を作成した。さらに日本中毒情報センターから事故発生状況の報告が迅速に行えるように、業者名から当該製品による事故事例を検索できる「事例検索データベース」を構築した。

今後の課題は、判明した事故発生要因と製品の表示項目・表示内容の分析結果を照合し、当該製品に必要な表示項目を明らかにし、具体的な表示文と効果的な表示表現方法、表示場所を提案し、製品表示の作成手順を含むシステムを開発することと、表示内容を評価するシステム

を構築することである。

の皮膚常在菌への影響－、第40回全国衛生化  
学技術協議会年会(2003)

#### E. 研究発表

##### 1. 論文発表

- 1) 飯塚富士子ほか：消費者の製品表示理解度に  
関するアンケート調査、中毒研究 2004;3 揭  
載予定
- 2) 宮野直子、中島晴信、松永一朗：健常成人足  
裏の皮膚常在菌の検討、大阪府立公衆衛生研  
究所報告, 39, 19-23(2001)
- 3) Nakashima, H., Miyano, N., Sawabe, Y. and  
Takatuka T.: Photolysis and Antimicrobial  
Activity of Hinokitiol in Antimicrobial /  
Deodorant Processed Textiles. Sen'i Gakkai-  
shi, 58(4), 129-134(2002)
- 4) Nakashima, H., Onji, Y. and Takatuka T.:  
Analysis of Thujopsene in Antimicrobial /  
Deodorant Processed Textiles as an Index of  
Hiba Oil. Sen'i Gakkaishi, 59(4), 145-152(2003)

##### 2. 学会発表

- 1) 黒木由美子ほか：製品表示作成者の危険認識  
度に関するアンケート調査、第26回日本中毒  
学会総会(広島)、2004年7月発表予定。
- 2) 島田祐子ほか：家庭用殺虫剤・防虫剤・園芸  
用品に起因する誤使用・被害事故に関する詳  
細調査、第26回日本中毒学会総会(広島)、2004  
年7月発表予定。
- 3) 鹿庭正昭：家庭用ゴム・プラスチック・繊維  
製品に起因するアレルギー性接触皮膚炎の  
慢性的な健康被害に関する原因究明及び発  
生防止のための情報提供手段としての製品  
表示の評価に関する研究、第41回全国衛生化  
学技術協議会において発表予定
- 4) 中島晴信、吉田仁、陰地義樹、後藤純雄：抗  
菌防臭加工剤の安全性評価 (28) - 抗菌剤  
4,4-dimethyl-1,3-oxazolidine(DMO)の分析法  
-、第40回全国衛生化学技術協議会年会  
(2003)
- 5) 宮野直子、中島晴信、松永一朗：抗菌防臭加  
工剤の安全性評価 (29) - 市販抗菌加工靴下

#### F. 知的所有権の取得状況

なし

## 厚生労働科学研究補助金（化学物質リスク研究事業）

### 分担研究報告書

#### 消費者の製品表示理解度に関するアンケート調査

分担研究者 飯塚富士子 (財)日本中毒情報センター 係長  
協力研究者 黒木由美子 (財)日本中毒情報センター 施設長  
協力研究者 遠藤 容子 (財)日本中毒情報センター 施設次長  
協力研究者 波多野弥生 (財)日本中毒情報センター 課長  
協力研究者 吉岡 敏治 大阪急性期・総合医療センター 医務局長

**研究要旨：**前年度、本研究において消費者は製品表示にある程度の関心を示すが、製品表示から誤使用を防ぐための十分な製品情報は得られていないことが判明した。そこで、本年度は対象製品を絞り、調査対象者の地域・年齢を広げ、事故回避に効果的な表示の具体的な検討をするために消費者の製品表示理解度に関するアンケート調査を行った。

アンケート対象者は私立薬科大学卒業生 792 名とし、対象製品を日本中毒情報センター (JPIC)への問い合わせ症例より受信時に有症率が高いスプレー型殺虫剤と誤使用による事故が多いポット洗浄剤とした。アンケート内容は実際に発生した健康被害事故の状況と製品表示を示し、事故の発生が予測できるかについて問う設問とした。アンケート調査は文書の配布、回収を郵送で行い、回収率は約 20%であった。

製品表示を提示した製品調査では、使用する際に製品表示を読む人は 76~98%で、「使用法」に 67~89%、「使用上の注意」に 62~86%の人が注目していた。現在の製品表示で誤使用による健康被害事故防止は難しいと考える人 (44~59%) は、防止できると考える人 (33~41%) を上回った。健康被害事故防止に役立つと考える項目は「使用法」が 81~83%、「使用上の注意」が 74~86%であったが、これらの項目に記載内容（言葉の使い方、説明、具体的な記載）、記載方法（文字、絵・図の使い方、記載場所）が不適切、不十分であるという指摘が多かった。また、健康被害事故が発生した時の対応機関として JPIC の電話番号の表示や健康被害事故の症状・事例の記載を望む人が 80~90%であった。両製品全般での製品表示の改善点は、記載内容では健康被害事故発生時の対応部署・機関に関する記載をする (59~73%)、記載方法では文字や絵・図などを使用する (49~68%)、メーカーが危険性についても言及する (55~68%) などがあげられた。

今回の結果から消費者は健康被害事故を防止するための情報が得られれば、防止が可能であるが、現在の製品表示ではまだ十分な情報は得られていないことが判明した。改善策として、製品表示の記載内容をより具体的かつわかりやすくする。文字、絵・図などを効果的に使用し見やすい記載方法とする。健康被害事故の症状、対応部署・機関など健康被害事故防止の具体的な情報記載の要望が強い事が明らかになった。

家庭用化学製品の製品表示作成時には、消費者が誤使用による健康被害事故を防止するために必要な製品情報を得られるようにする必要がある。製造者側は十分な製品情報が表示され、見やすい製品表示を作成し、健康被害事故の対応方法や対応部署・機関などの情報の開示も必要であると考える。そして、消費者側はそれらの情報を収集し、製品表示をきちんと読み、守る姿勢が大切であると考える。

## A.研究目的

2002 年に日本中毒情報センター（以下 JPIC と略す）で受信した家庭用化学製品による問い合わせは 23,817 件あった。そのうち誤使用による問い合わせは 2,198 件であった<sup>1)</sup>。

前年度、事故回避に効果的な表示の検討を行うため、消費者が製品表示から誤使用により発生する健康被害事故を、予測できるかについて、表示理解度に関するアンケート調査を行った。その結果、消費者は製品表示にある程度の関心を示すが、製品表示から誤使用を防ぐための十分な製品情報は得られていないことが判明した。

そこで本年度は対象製品を絞り、調査対象者は、地域・年齢層を広げ、事故回避に効果的な表示の具体的な検討をするための消費者の製品表示理解度に関するアンケート調査を行った。

## B.研究方法

アンケート対象者は、私立薬科大学卒業生 792 名とした。

アンケートの対象製品は、前年度の調査対象製品の 4 種（スプレー型殺虫剤、カビ取り剤、ポット洗浄剤、鮮度保持剤）のうち、受信時に有症率の高いスプレー型殺虫剤、誤使用による事故が多いポット洗浄剤とした。

アンケート内容は、実際に発生した健康被害事故の状況と製品表示を示し、事故の発生が予測できるかについて問う設問とした。

アンケート調査は、文書の配布、回収を郵送でを行い、期間は 2003 年 12 月 1 日～15 日とした（資料 1）。

文書はスプレー型殺虫剤（資料 2）を 396 名、ポット洗浄剤（資料 3）を 396 名に配布した。その結果、スプレー型殺虫剤は 80 名、ポット洗浄剤は 73 名から回答があった。回収率はそれぞれ 20%、18% であった。

## C.研究結果

### 1)スプレー型殺虫剤

#### 1.使用実態

使用している人は 80 名中 76 名（95%）であった。76 名中、使用する際、「製品表示を読む」が 58 名（76%）、「製品表示を読まない」が 18 名（24%）であった（表 1）。

使用する際に製品表示の注目する項目は、「効能」「使用法」がもっとも多くそれぞれ 51 名（67%）、次いで「使用上の注意」が 47 名（62%）、「製品名」が 25 名（33%）、「有効成分」が 24 名（32%）、「廃棄上の注意」が 23 名（30%）などであった（表 2）。

また、アンケート回答者 80 名が購入するとした場合、注目する項目は「効能」78%、「使用法」64%、「使用上の注意」56% で使用時に注目する項目と同様であった（表 3）。

#### 2.提示した製品表示からの危険認識調査

今回の調査で提示したスプレー型殺虫剤の製品表示で誤使用による健康被害事故の防止が可能ではないと考える人は 47 名（59%）で、可能であると考える人 26 名（33%）を上回った（表 4）。

製品表示の健康被害事故防止に役立つと考えている項目で最も多いのは「使用上の注意（してはいけないこと）」（69 名、86%）であり、次いで「使用上の注意（その他の注意）」「使用上の注意（保管・取扱上の注意）」（それぞれ 68 名、85%）、「使

用法」(67名、83%)、「廃棄上の注意」(65名、81%)、「使用上の注意(相談すること)」(64名、80%)、「効能」(54名、68%)の順であった。一方、「販売名」「メーカー名」はそれぞれ30名(38%)の人が防止に役立たないと考えていた(表5)。

また、記載があれば健康被害事故防止に役立つと考えるが、現在の製品表示には記載されていない項目では「JPIC(健康被害事故が発生した時の対応機関)の連絡先の記載」(71名、89%)、「健康被害事故の症状の記載」(69名、86%)、「健康被害事例の記載」(64名、80%)などであることが判明した(表6)。

さらに、回答者80名の製品表示での記載内容・記載方法が不適切あるいは不十分であると考える項目を表7に示した。

記載内容では、1)言葉の使い方が不適切と考える項目は「使用法」(20%)、2)説明が不十分と考える項目は「使用上の注意(してはいけない事)」(38%)、「使用法」(34%)、「使用上の注意(その他の注意)」(28%)、3)記載が具体的でないと考える項目は「使用上の注意(してはいけない事)」(33%)、「使用法」(25%)、「使用上の注意(その他の注意)」(24%)であった。

記載方法では、1)文字の使い方が不適切と考える項目は「使用法」(40%)、「使用上の注意(してはいけない事)」(36%)、「効能」、「使用上の注意(相談する事)」、「使用上の注意(その他の注意)」(それぞれ30%)、2)絵・図の使い方が不適切と考える項目は「使用上の注意(してはいけない事)」(33%)、「使用法」(31%)、「使用上の注意(保管・取扱上の注意)」(25%)であった。

一方、現在の製品表示で、記載方法の絵・

図の使い方が適切であると回答した人は約4割、文字の使い方が適切であると回答した人は約5割であった。記載内容の言葉の使い方が適切である、具体的な記載である、記載方法の記載場所が適切であると回答した人は6割以上であったが、現在の製品表示は、見やすい製品表示とは言えず、まだ十分な製品情報が得にくいと考えている人が多いことが判明した。

製品表示の改善点は43名から回答があり、「絵・図を使用し、子供・高齢者・外国人などでもわかりやすい表示にする」14名、「文字を大きくする」11名、「使用上の注意を具体的に記載する」10名などが多かった(表8)。

### 3. 製品表示に必要と考える項目

回答者80名のスプレー型殺虫剤の誤使用による健康被害事故を防止するために必要と考える項目を表9に示した。記載内容で「JPIC(健康被害事故が発生した時の対応機関)の連絡先の記載」が58名(73%)、「使用上の注意を具体的に記載する」が52名(65%)、「使用方法を具体的に記載する」「応急処置を箇条書きに記載する」がそれぞれ51名(64%)、「健康被害事故が起きた場合の対応部署(お客様相談室)の記載をする」が50名(63%)であった。記載方法では「文字を大きくする」が54名(68%)、「絵・図などを使用する」が51名(64%)であった。他に「メーカーが宣伝する際、危険性についても言及する」が54名(68%)であった。

### 2) ポット洗浄剤

#### 1. 使用実態

使用している人は 73 名中 44 名 (60%) であった。44 名中、使用する際「製品表示を読む」が 43 名 (98%)、「製品表示を読まない」が 1 名 (2%) であった（表 10）。

使用する際に製品表示の注目する項目は、「使用方法」が 39 名 (89%)、「使用上の注意」が 38 名 (86%)、「成分」が 27 名 (61%)、「用途」が 21 名 (48%)、「警告」が 20 名 (46%)、「品名」が 16 名 (36%)、「液性」が 10 名 (23%) であった（表 11）。

また、アンケート回答者 73 名が購入するとした場合、注目する項目は「使用方法」 63%、「使用上の注意」 41% が多かったが、「シールの添付」「特徴」「成分」などをあげる人も多かった（表 12）。

## 2. 提示した製品表示からの危険認識調査

今回の調査で提示したポット洗浄剤の製品表示で誤使用による健康被害事故の防止が可能であると考える人は 30 名 (41%) で、可能でないと考える人 32 名 (44%) と大差はなかった（表 13）。

製品表示の健康被害事故防止に役立つと考えている項目で最も多いのは「警告」 (60 名、82%) であり、次いで「使用方法」 (59 名、81%)、「応急処置」「お客様相談室の電話番号」(それぞれ 57 名、78%)、「使用上の注意」 (54 名、74%)、「用途」 (43 名、59%) の順であった。一方、「メーカー名」 38 名 (52%)、「品名」「特徴」 それぞれ 36 名 (49%) の人が、これらの項目は防止に役立たないと考えていた（表 14）。

また、記載や工夫があれば健康被害事故防止に役立つと考える項目は「シールの添付」 (70 名、96%)、「JPIC (健康被害事故が発生した時の対応機関) の連絡先の記載」

(66 名、90%)、「取扱説明書」 (65 名、89%)、「健康被害事例の記載」 (61 名、84%)、「健康被害事故の症状の記載」 (59 名、81%) などと、「内袋」 (56 名、77%)、「包装形態」 (46 名、63%)、「薬剤の剤形」 (45 名、62%) の工夫をするなどであることが判明した（表 15）。

さらに、回答者 73 名の製品表示での不適切あるいは不十分と考える項目を表 16 に示した。

記載内容では、1) 言葉の使い方が不適切と考える項目は「使用上の注意」 (27%)、2) 説明が不十分と考える項目は「使用上の注意」 (45%)、「成分」 (29%)、「液性」「警告」 (それぞれ 27%)、3) 記載が具体的でないと考える項目は「使用上の注意」 (33%)、「液性」 (26%)、「成分」 (25%) であった。

記載方法では、1) 文字の使い方が不適切と考える項目は「警告」 (45%)、「使用上の注意」 (43%)、「お客様相談室の電話番号」 (37%)、「応急処置」 (36%)、「液性」「使用方法」 (それぞれ 30%)、2) 絵・図の使い方が不適切と考える項目は「使用上の注意」 (30%)、「応急処置」 (27%)、「警告」 (26%)、3) 記載場所が不適切と考える項目は「使用上の注意」 (25%)、「警告」 (22%)、「応急処置」 (21%) であった。

一方、現在の製品表示で記載方法の文字や絵・図の使い方が適切であると回答した人は 37~63% であり、最も適切であると評価された記載内容の言葉の使い方でさえも 56~71% であった。これらより現在の製品表示は、見やすい製品表示とは言えず、まだ十分な製品情報が得にくいと考えている人が多いことが判明した。

製品表示の改善点は 42 名から回答があ

り、「使用方法を具体的に記載する」が 11 名、「絵・図を使用してわかりやすい表示にする」が 10 名、「文字を大きくする」が 9 名、「シールを大きくする」が 6 名、「警告をもっと目立つようにする」が 5 名で、他に「使用上の注意を具体的にする」「薬剤の改良をする」「応急処置を具体的に記載する」などであった（表 17）。

### 3. 製品表示に必要と考える項目

回答者 73 名のポット洗浄剤の誤使用による健康被害事故を防止するために必要と考える項目を表 18 に示した。記載内容で「健康被害事故が起きた場合の対応部署（お客様相談室）の記載をする」が 45 名（62%）、「使用上の注意を具体的に記載する」が 44 名（60%）、「JPIC（健康被害事故が発生した時の対応機関）の連絡先の記載」が 43 名（59%）、「応急処置を箇条書きに記載する」「健康被害事故の応急処置を記載する」がそれぞれ 38 名（52%）であった。記載方法では「文字を大きくする」が 42 名（58%）、「絵・図などを使用する」が 36 名（49%）であった。他に「使用中であることを周知させる方法（シールなど）を取り入れる」が 56 名（77%）、「メーカーが宣伝する際、危険性についても言及する」が 40 名（55%）であった。

### D. 考察

前年度に引き続き、消費者が誤使用により発生する健康被害事故を、製品表示から予測できるかについて、表示理解度に関する実態を把握した。

今回のスプレー型殺虫剤・ポット洗浄剤のアンケート調査では、製品使用時に製品

表示を読む人は 76～98%と多かった。その際、製品表示の「使用方法」には 67～89%、「使用上の注意」には 62～86%の人が注目している事はほぼ前年と同様であった。しかし、「使用上の注意」などは誤使用を防ぐためには、必ず読まなければならない項目であるが、両製品とも全ての人が注目しているわけではないことが判明した。これらより、消費者は使用時、製品表示に関心は示すが、誤使用を防ぐための十分な製品情報が得られていないことが前年同様、明らかになった。

実際の製品表示から誤使用による健康被害事故の発生が予測できるかに関しては、現在の製品表示で健康被害事故が防止できると考える人（33～41%）より、事故防止は難しいと考える人（44～59%）の方が前年度同様多かった。現在の製品表示で健康被害事故防止に役立つと考える項目は「使用法」「使用上の注意」などであった。これらの項目は、使用するために読む必要性の高い項目であるが、記載内容、記載方法に不適切・不十分と考える点が多かった。特に誤使用による健康被害事故を防ぐために必要と考える「使用上の注意」では両製品とも記載内容では言葉の使い方が不適切、説明が不十分、記載が具体的でない、記載方法では使用している文字が不適切、絵・図の使い方が不適切、記載場所が不適切との不備を挙げる人が多かった。その中でも説明が不十分、文字が不適切と考える人が多いことから、限られたスペースでの表記の難しさが伺える。健康被害事故防止の対策として JPIC の電話番号の表示や健康被害事故の症状・事例の記載など健康被害事故発生時の具体的な情報の記載を挙げる人

が多かった。また、製品表示の改善点としては、絵・図を使用し、文字を大きくして高齢者・子供・外国人などでもわかり易い表示を望む人が多く、さらに、記載内容は具体的な記載を望む人が多かった。

両製品全般での誤使用による健康被害事故防止に必要と考える製品表示の改善点も、提示した製品と同様で、記載内容では健康被害事故発生時の対応に関する記載（対応部署、対応機関、応急処置などの具体的な記載）を望む意見が多く、記載方法では文字を大きくしたり、絵・図を使用してわかりやすい表示にする、その他としてメーカーが宣伝する際、危険性などについても言及するなどの意見があった。

今回の調査から消費者は健康被害事故を防止するための情報を得られれば、防止が可能であるが、現在の製品表示ではまだ十分な情報は得られないと考え、まず、健康被害に関する情報、健康被害事故が発生した場合の対応に関する情報を得たいと考えていることが判明した。詳細には製品表示の記載内容をより具体的にし、わかりやすい記載内容とする。文字、絵・図などを効果的に使用し見やすい記載方法とする。健康被害事故が発生した場合の起こりうる症状、対応部署・機関など健康被害事故防止の具体的な情報記載の要望が強いことが明らかになった。

家庭用化学製品の製品表示に関する法規制は少なく、今回アンケート調査を行った2種の製品においても、適応になる法規制は少ないため、製品表示に一定の基準がないのが現状である。特に今回提示したスプレー型殺虫剤は対象害虫が衛生害虫であるため、「薬事法」と自主基準の「医薬品殺虫

剤等の添付文書（製品表示）作成のガイドライン」が適応になるが、対象害虫が不快害虫の場合は自主基準「家庭用不快害虫用殺虫剤の自主基準について」があるのみである。このように製品表示を行う際、メーカーは法や自主基準に従い、記載を行っているが、同様の成分の製品であっても使用目的によって、適応になる法や自主基準が異なるため、製品表示の内容に矛盾や誤解を生じやすいなどの問題を抱えている。

また、2002年3月に発表された「化学物質安全対策に関するNPO団体等との意見交換会報告書について」<sup>2)</sup>における、製品表示についての目標からの達成可能な3点のアプローチ（①簡単にだれでも理解できる統一表示の体系の整備②正確で納得できる情報が得られる③表示に関する相談・啓発が充実される）と本研究の消費者が望む製品表示はほぼ同じであった。上記報告書でも提案されている様に、わかりやすい表示を行うために、製品の市販後調査を行い消費者の生の声を製品表示作成に生かすこと、製造者が情報の開示に責任を持ち、消費者が正確で納得できる情報を得られること、製造者はホームページなどを利用し、誤使用例や健康被害事故の症状・事例、相談窓口などの情報を公開し、表示に関する相談・啓発の充実を計ることが必要であると考える。

2003年7月、国際連合からGHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）という化学物質の分類および表示に関する世界調和システムについての勧告がなされた。これは、世界的に統一されたルールに従って化学物質を危険有害性

ごとに分類し、その情報を一目で分かるようなラベルの表示や安全データシートで提供するものである。この制度は2008年までの実施が目標とされているが、APECに属している国々では、2006年までの実施が目標とされている。このように世界規模で化学物質の安全性を共通した絵表示や注意喚起語で示す方法を導入することにより、化学物質による健康被害事故の防止が可能になると考えられる。家庭用化学製品においても、文字中心の製品情報ではなく、絵・図などを効果的に使用した世界的に統一された製品表示の検討が大切であると考える。

平成16年度は、平成14、15年度の結果を基に、アンケート方法は本年度実施できなかった、消費者との面接などを行い、実際の対象製品を見てもらった上で、どのような製品表示であれば健康被害事故が予測できるかを問う設問や、製品説明を加えることで消費者の製品表示の理解度および危険認識度の変動があるかについての調査も加えたいと考えている。また、本研究の他の分担研究者の2年間の研究成果の誤使用が起こりやすい状況、提案する改善策などを直接消費者に問うことも検討したいと考えている。

#### E.結論

今年度のアンケート調査の結果でも、前年度同様に消費者は製品表示の内容を理解することは可能であると判明した。

家庭用化学製品の製品表示作成時には、消費者が誤使用による健康被害事故を防止するために必要な製品情報を得られるようになる必要がある。そのためには、製造者側は十分な製品情報が表示され、見やすい

製品表示を作成するとともに、健康被害事故の対応方法や対応部署・機関などの情報の開示も必要であると考える。そして、消費者側はそれらの情報を収集し、製品表示をきちんと読み、守る姿勢が大切であると考える。

#### 参考文献

- 1) (財)日本中毒情報センター：2002 受信報告.中毒研究 2003 ; 16,213-243.
- 2) 厚生労働省医薬局化学物質安全対策室：化学物質安全対策に関する NPO 団体等との意見交換会報告書について.2002.03.13

#### F.健康危険情報

なし

#### G.研究発表

1. 論文発表  
中毒研究 2004 ; 3 において発表予定
2. 研究発表  
なし

#### H.知的財産権の出版・登録状況

なし

## 資料 1

平成 15 年 11 月 28 日

○○薬科大学卒業生各位

財団法人 日本中毒情報センター  
つくば中毒 110 番 飯塚 富士子

### アンケート調査のご協力のお願い

拝啓 初冬の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

私は○○薬科大学の昭和 53 年度卒業生の飯塚富士子（旧姓、原）と申します。私が勤務しております（財）日本中毒情報センターは、化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、その治療に必要な情報の収集と整備ならびに問い合わせに対する情報提供などを行い、わが国の医療の向上を図ることを目的にした機関であります(<http://www.j-poison-ic.or.jp>)。

当財団では、中毒事故発生防止に係わる啓発活動の目的で、厚生科学研究費補助金（食品・化学物質安全総合研究事業）「家庭用品における製品表示と理解度との関連及び誤使用・被害事故との関連の検証に関する研究」（主任研究員：吉岡敏治）（3年計画）を行っております。その中で私は「消費者の製品表示理解度に関するアンケート調査」を担当しております。

つきましては、○○薬科大学卒業生の皆様に当アンケート調査へのご協力をお願いいたしましたく、失礼とは思いましたが関係書類を送付させていただきました。

なお、アンケート調査に際しましては、健康被害の履歴などの個人情報が漏れることがないように、無記名で実施いたします。また、アンケート調査の結果は、今回の調査研究においてのみ活用することとし、他の目的に流用することはいたしません。

この説明をお読みいただき、今回の調査研究の趣旨、目的をご理解いただいたうえで、アンケートにご協力、ご記入いただければ幸いです。

年の瀬のお忙しい時期ですが、アンケートにご記入いただけましたら、設問・回答のあります用紙 4 枚（ホッチキスで留めてある用紙です）を 12 月 15 日まで に同封の封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点などございましたら、下記までご連絡ください。

簡単ではございますが、ご挨拶かたがたご依頼申し上げます。

敬具

（財）日本中毒情報センター つくば中毒 110 番

〒305-0005 茨城県つくば市天久保 1-2 つくば総合健診センター内

TEL 029-852-6399

## 資料2－1

### スプレー型殺虫剤の製品表示に関するアンケート調査

問1 あなたのご家庭で、今までにスプレー型殺虫剤を使用したことがありますか。

番号に○をしてください。

1 はい                    2 いいえ (問6へお進みください)

問2 問1で1 はいと回答された方にお聞きします。

スプレー型殺虫剤を使用する場合、製品表示（品名、使用方法などを記載）を読みますか。番号に○をしてください。

1 はい                    2 いいえ

問3 問2で1 はいと回答された方にお聞きします。

製品表示を読む際、注目する項目の番号に○をしてください。その他にありましたら( )に記載してください(複数回答可)。

- |         |           |          |
|---------|-----------|----------|
| 1 製品名   | 2 効能      | 3 使用法    |
| 4 有効成分  | 5 使用上の注意  | 6 廃棄上の注意 |
| 7 メーカー名 | 8 その他 ( ) |          |

家庭内にみられる害虫を駆除する目的で使用される殺虫剤にはスプレー型、くん煙型、加熱蒸散型、ペイト型(誘引殺虫剤)など多種の製品があります。その中で使用頻度の高い製品がスプレー型殺虫剤です。殺虫成分として、ピレスロイド剤、有機リン剤、カーバメート剤などが用いられます。殺虫成分による中毒症状はその成分により異なりますが、初期の症状として、恶心・嘔吐などが発症する可能性があります。また、噴射剤と石油系溶剤などが含有されていますので、石油系溶剤を気管に吸い込んで化学性肺炎を発症する可能性もあります。

問4 問1で1 はいと回答された方にお聞きします。

スプレー型殺虫剤による健康被害事故を経験したことがありますか。

番号に○をしてください。

1 はい                    2 いいえ

問5 問4で1 はいと回答された方にお聞きします。

健康被害事故を経験された後、製品表示を確認しましたか。

番号に○をしてください。

1 はい                    2 いいえ